



宮 崎 県 公 報

平成23年7月11日(月曜日) 第2301号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○道路の区域の変更(3件).....(道路保全課) 1	頁
○道路の供用の開始(3件).....(") 2	
○港湾施設の概要の公示.....(港湾課) 2	
○港湾法に基づく放置等を禁止する区域及び物件の指定.....(") 3	
○プレジャーボート係留させるために専用使用する施設の指定.....(") 3	
○建築基準法に基づく道路の位置の指定.....(建築住宅課) 4	
公 告	
○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請... (蛸・鱸・敷砂) 4	
○社団法人全国公営住宅火災共済機構平成22年度	

経営状況の通知.....(総務課) 5	
○大規模小売店舗の変更に関する届出(2件) ... (商業支援課) 5	
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見(2件).....(") 6	
○土地改良区の役員の就退任の届出(3件).....(農村整備課) 6	
○県営土地改良事業計画の策定(2件).....(") 8	
選挙管理委員会告示	
○平成22年12月26日執行の宮崎県知事選挙に係る候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨..... 8	
正 誤	
○平成21年2月26日付け県公報(第2061号)中.....16	
○平成21年3月16日付け県公報(第2066号)中.....16	
○平成22年3月4日付け県公報(第2163号)中.....16	
○平成22年8月30日付け県公報(第2213号)中.....16	
○平成23年3月31日付け県公報(第2272号)中.....16	

告 示

宮崎県告示第 597号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年7月11日から平成23年7月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年7月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道 2 18号	西臼杵郡日之影町大字七折字布平13400番1地先から同郡同町同大字同字 133 96番 4 地先まで	旧	16.5~17.0	39.0
				新	16.5~18.8	39.0

宮崎県告示第 598号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年7月11日から平成23年7月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年7月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道 2 19号	西都市大字南方字椎原132番6地先から同市同大字同字132番6地先まで	旧	11.6~50.0	65.0
				新	11.6~50.0	65.0

宮崎県告示第 599号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年7月11日から平成23年7月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年7月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道 2 65号	東臼杵郡椎葉村大字下福良字仲塔1179番3地	旧	8.0~46.2	426.5
				新	9.1~	422.5

			先から同郡 同村同大字 同字1184番 14地先まで		56.6	
--	--	--	-------------------------------------	--	------	--

宮崎県告示第 600号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 7 月11日から平成23年 7 月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 7 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 18号	西臼杵郡日 之影町大字 七折字布平 13400番 1 地先から同 郡同町同大 字同字 133 96番 4 地先 まで	平成23年 7 月11日

宮崎県告示第 601号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 7 月11日から平成23年 7 月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 7 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 65号	東臼杵郡椎 葉村大字下 福良字仲塔 1179番 3 地 先から同郡 同村同大字 同字1184番 14地先まで	平成23年 7 月11日

宮崎県告示第 602号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 7 月11日から平成23年 7 月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 7 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
303	県道	都農イ ンター 線	児湯郡都農 町大字川北 字朝草原59 65番 2 地先 から同郡同 町同大字同 字5882番 5 地先まで	平成23年 7 月11日
			児湯郡都農 町大字川北 字下原5686 番 1 地先か ら同郡同町 同大字字榎 土手5757番 13地先まで	

宮崎県告示第 603号

港湾法（昭和25年法律 218号）第34条において準用する同法第12条第 5 項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県油津港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

平成23年 7 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置 (図面対象番号)	数 量	能 力
油津港	係留 施設	プレジ ャーボ ート係 留用施 設	日南市大字平野8339 番 4、同8339番12 (C-6-24)	延長 95.7メ ートル	水深 1メー トル
		プレジ ャーボ ート係 留用施 設	日南市園田 3 丁目56 87番 3、同5688番10 、同5688番 7、同56 88番 8、同5688番 9 (C-6-28)	延長 150.0 メート ル	水深 0メー トル
		プレジ ャーボ ート係 留用施 設	日南市園田 3 丁目56 86番 5 (C-6-27)	延長 120.0 メート ル	水深 0.5メ ートル

		プレジ ャーボ ート係 留用施 設	日南市園田 3 丁目 32 番 2、同 33 番 2、同 34 番 2、同 35 番 2、 同 36 番 2 (C-6-29)	延長 89.5メ ートル	水深 0.3メ ートル
		プレジ ャーボ ート係 留用施 設	日南市春日町 5 番 22 、同 5 番 23 (C-6-25-1)	延長 124.0 メート ル	水深 1メー トル
		プレジ ャーボ ート係 留用施 設	日南市春日町 5 番 25 (C-6-25-2)	延長 8.04メ ートル	水深 2メー トル
		プレジ ャーボ ート係 留用施 設	日南市春日町 5 番 26 (C-6-25-3)	延長 28.14 メート ル	水深 2メー トル
		プレジ ャーボ ート係 留用施 設	日南市春日町 5 番 5 (C-6-26)	延長 57.2メ ートル	水深 0メー トル
		プレジ ャーボ ート係 留用施 設	日南市園田 3 丁目 7 番 3 (C-6-30)	延長 70.0メ ートル	水深 0メー トル
外浦港	係留 施設	プレジ ャーボ ート係 留用施 設	日南市南郷町大字費 波 29 番 12 地先 (C-6-6)	延長 110.0 メート ル	水深 5メー トル
		プレジ ャーボ ート係 留用施 設	日南市南郷町大字中 村乙 3949 番 3 地先 (C-6-5)	延長 130.0 メート ル	水深 2メー トル

宮崎県告示第 604号

港湾法 (昭和 25 年法律第 218 号) 第 37 条の 3 第 1 項の規定により、
放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する
物件を次のとおり指定し、平成 23 年 8 月 1 日から適用する。

なお、図面は省略し、宮崎県県土整備部港湾課及び油津港湾事務
所に備え置いて縦覧に供する。

平成 23 年 7 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港 湾 名 (所在市町村)	放置等禁止区域	放置等禁止物件
油津港 (日南市)	油津港港湾区域 臨港地区の一部	船舶
外浦港 (日南市)	外浦港港湾区域 臨港地区及び港湾隣接地域 の一部 日南市南郷町大字中村字尾 崎、同字新開、同字下柴松 及び同大字潟上の県有地の 一部	
大島港 (日南市)	大島港港湾区域 臨港地区の一部	

宮崎県告示第 605号

宮崎県港湾管理条例 (昭和 38 年宮崎県条例第 18 号) 別表第 1 及び
港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則 (昭和 38 年宮崎
県規則第 31 号) 別表第 1 の 2 の規定により、港湾施設のプレジ
ャーボートを係留させるために専用使用する施設を次のとおり指定し、
平成 23 年 8 月 1 日から適用する。

なお、図面は省略し、宮崎県県土整備部港湾課及び油津港湾事務
所に備え置いて縦覧に供する。

平成 23 年 7 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港 名 (所在市町村)	港湾施設	位 置	施設区分
油津港 (日南市)	係留施設 東地区第 8 物揚場	日南市油津 3 丁目 11 番 33 (大節地区)	プレジ ャー ボ ート係留 用施設 C
	係留施設 プレジ ャー ボ ート係留 用施設	日南市大字平野 83 39 番 4、同 8339 番 12 (東地区)	プレジ ャー ボ ート係留 用施設 E
	係留施設 プレジ ャー ボ ート係留 用施設	日南市園田 3 丁目 5687 番 3、同 5688 番 10、同 5688 番 7 、同 5688 番 8、同 5688 番 9	プレジ ャー ボ ート係留 用施設 E
	プレジ ャー ボ ート係留 用施設	日南市園田 3 丁目 5686 番 5	

	プレジャー ボート係留 用施設	日南市園田 3 丁目 32番 2、同33番 2 、同34番 2、同35 番 2、同36番 2	
	プレジャー ボート係留 用施設	日南市春日町 5 番 22、同 5 番 23	
	プレジャー ボート係留 用施設	日南市春日町 5 番 25	
	プレジャー ボート係留 用施設	日南市春日町 5 番 26	
	プレジャー ボート係留 用施設	日南市春日町 5 番 5	
	プレジャー ボート係留 用施設	日南市園田 3 丁目 7 番 3 (堀川地区)	
外浦港 (日南市)	係留施設 物揚場 (ー 3.5M)	日南市南郷町大字 贅波29番12	プレジャー ボート係留 用施設 A
	物揚場 (ー 3.5M)	同上 (外浦漁協倉庫前)	
	係留施設 プレジャー ボート係留 用施設	日南市南郷町大字 贅波29番12地先 (西内防波堤)	プレジャー ボート係留 用施設 E
	係留施設 岸壁 (ー 4 .5M)	日南市南郷町大字 潟上 134番 120 (マリンビューワ ー停泊地近く)	プレジャー ボート係留 用施設 D
	係留施設 物揚場 (ー 2.0M) 物揚場 (ー 2.0M)	日南市南郷町大字 中村乙7051番 282 地先 同上 (外浦港の森前)	プレジャー ボート係留 用施設 B
	係留施設 物揚場 (ー 2.0M)	日南市南郷町大字 中村乙4045番40地 先	プレジャー ボート係留 用施設 A

		(栄松地区)	
	係留施設 プレジャー ボート用係 留施設	日南市南郷町大字 中村乙3949番 3 地 先 (栄松防波堤)	プレジャー ボート係留 用施設 C
大島港 (日南市)	係留施設 物揚場 (ー 2.0M)	日南市南郷町大字 中村7907番12 (小場浜)	プレジャー ボート係留 用施設 D
	係留施設 物揚場 (ー 2.0M)	日南市南郷町大字 中村乙7847番 1 (竹ノ尻)	

宮崎県告示第 606号

建築基準法(昭和25年法律第 201号)第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成23年 7 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(高鍋) 23-1	株式会社 岩切建設 代表取締役社長岩 切洋	児湯郡高鍋町大字 北高鍋字菖蒲池32 69-4	6.00	55.158	平成23 年 6 月 14日

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第 7 号)第25条第 4 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成23年 7 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

申請 年月 日	名 称	代表者の氏 名	主たる事 務所の所 在 地	定款に記載された 目的
平成 23年 6 月 29日	特定非営利 活動法人談 笑会	佐藤 修	宮崎県西 臼杵郡高 千穂町大 字岩戸字 西寺尾野 1498番地 1	この法人は、地 域で就労が困難な 在宅障害者等に対 して、小規模作業 所での生活指導、 社会適応訓練、職 業能力訓練等を地 域生活支援事業の 一環として行い、 地域との交流を図 ることによって、

障害者が地域社会
の中で自立と生き
がいを高め、もっ
て真の地域生活の
向上に寄与するこ
とを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 263条の 2 第 2 項の規定により社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成22年度経営状況について次のとおり通知があったので、同条第 3 項の規定により公表する。

平成23年 7 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 事業実績

加入都道府県市区町村会員数	682会員
加入戸数	884,739戸
共済委託契約金額	7,875,263,603千円
火災共済掛金	1,067,112千円
被災戸数	355戸
火災共済給付金	322,254千円
特定給付金	17,925千円
復興建築助成戸数	132戸
復興建築助成金	43,568千円
住宅災害見舞戸数	480戸
住宅災害見舞金	16,440千円
住宅防火施設整備補助会員数	168会員
住宅防火施設整備補助金	76,869千円

2 貸借対照表（平成23年 3 月31日現在）

（単位：千円）

(1) 資産の部

ア 流動資産	814,536
イ 固定資産	
(ア) 特定資産	
a 異常危険準備金資産	2,966,043
b その他特定資産	1,788,408
(イ) その他固定資産	441,588
資産合計	6,010,575

(2) 負債の部

ア 流動負債	964,802
イ 固定負債	3,073,819
負債合計	4,038,621

(3) 正味財産の部

正味財産合計	1,971,954
負債及び正味財産合計	6,010,575

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成23年 7 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ南延岡店・ダイソー南延岡店

延岡市構口町二丁目 204番地 1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社クレイン 代表取締役 山崎弘道

延岡市緑ヶ丘五丁目 3 番24号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 築城政雄

福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈

広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番14号

（変更後）マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 柴田英二

福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈

広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番14号

4 変更の年月日

平成22年 5 月 8 日

5 変更した理由

小売業者の代表者変更のため

6 届出年月日

平成23年 6 月20日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成23年 7 月11日から平成23年11月11日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商業支援課

(2) 期間

平成23年 7 月11日から平成23年11月11日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成23年 7 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ南延岡店・ダイソー南延岡店

延岡市構口町二丁目 204番地 1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社クレイン 代表取締役 山崎弘道
延岡市緑ヶ丘五丁目 3 番24号

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 北側建物南側 (No.1)	94㎡
南側建物北側 (No.2)	48㎡
合計	142㎡
(変更後) 北側建物南側 (No.1)	74㎡
南側建物北側 (No.2)	40㎡
北側建物西側 (No.3)	28㎡
合計	142㎡

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設 (No.1)	午前6時～午後10時
荷さばき施設 (No.2)	午前6時～午後10時
(変更後) 荷さばき施設 (No.1)	午前6時～午後10時
荷さばき施設 (No.2)	午前6時～午後10時
荷さばき施設 (No.3)	午前6時～午後10時

4 変更する年月日
平成24年 2月21日

5 変更する理由
営業施策のため

6 届出年月日
平成23年 6月20日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間
平成23年 7月11日から平成23年11月11日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商業支援課

(2) 期間
平成23年 7月11日から平成23年11月11日まで

9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年 7月11日
宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス都原店・衣料のハゼヤマ都原店

都城市南横市町4218番地 外11筆

2 意見の概要
特になし

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間
平成23年 7月11日から平成23年 8月11日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年 7月11日
宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス都原店・衣料のハゼヤマ都原店
都城市南横市町4218番地 外11筆

2 意見の概要
意見を有しない

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間
平成23年 7月11日から平成23年 8月11日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、保揚枝原土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成23年 7月11日
宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	今別府 泰 志	小林市真方5641番地 1
理 事	高 田 春 男	小林市北西方4698番地36
理 事	鶴 野 等	小林市東方6223番地
理 事	相 場 幸 雄	小林市細野4719番地16
理 事	大 部 実 男	小林市真方3742番地の 3
理 事	青 木 幸 夫	小林市真方6541番地の 6
監 事	海 蔵 初 明	小林市東方6103番地の22

監 事	今別府 健 作	小林市北西方5758番地
-----	---------	--------------

（任期：平成25年3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	大 部 実 男	小林市真方3742番地の3
理 事	吉 蘭 和 文	小林市真方3912番地
理 事	鷗 野 實	小林市東方6228番地の2
理 事	今別府 保	小林市北西方5743番地
理 事	高 田 春 男	小林市北西方4698番地36
理 事	青 木 幸 夫	小林市真方6541番地の6
監 事	海 蔵 初 明	小林市東方6103番地の22
監 事	今別府 健 作	小林市北西方5758番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、南浦土地改良区（延岡市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成23年7月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	河 野 孝 夫	延岡市熊野江町2246番地
副理事長	佐 藤 重 任	延岡市須美江町 477番地
理 事	深 田 洋 史	延岡市熊野江町2480番地 9
理 事	河 野 久 喜	延岡市熊野江町66番地
理 事	甲 斐 勲	延岡市熊野江町 881番地
理 事	甲 斐 幸 元	延岡市須美江町 420番地
監 事	樋 永 孝 光	延岡市須美江町 175番地
監 事	阿波野 修 一	延岡市熊野江町2494番地イ号

（任期：平成26年5月15日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	河 野 孝 夫	延岡市熊野江町2246番地
副理事長	佐 藤 重 任	延岡市須美江町 477番地
理 事	深 田 洋 史	延岡市熊野江町2480番地 9
理 事	河 野 久 喜	延岡市熊野江町66番地
理 事	甲 斐 勲	延岡市熊野江町 881番地
理 事	甲 斐 幸 元	延岡市須美江町 420番地
監 事	河 野 敏 康	延岡市熊野江町2306番地
監 事	樋 永 孝 光	延岡市須美江町 175番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、沖水川筋土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成23年7月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	八ヶ代 富貴男	都城市郡元 4 丁目 4 番地16号
理 事	立 野 国 寿	都城市乙房町 133番地 2
理 事	池 江 勉	都城市金田町1901番地 2
理 事	長 友 留 男	都城市祝吉 3 丁目22番地17号
理 事	有 川 義 弘	都城市下川東 2 丁目16番地 5 号
理 事	坂 元 茂 雄	都城市下川東 2 丁目 4 番地15号
理 事	細山田 守	都城市郡元町2838番地 1
理 事	白 浜 砂 雄	都城市郡元 4 丁目21番地 1 号
理 事	中 島 信 夫	都城市吉尾町1981番地
理 事	古 市 忠 二	都城市金田町1053番地
理 事	堤 次 男	都城市金田町2440番地
理 事	平 川 福 男	都城市金田町2471番地 1
監 事	井 上 徳 輔	都城市金田町2140番地

監 事	蒲 生 五 雄	都城市郡元 1 丁目 4 番地 1 号
監 事	黒 木 兼 義	都城市乙房町 438 番地 2

（任期：平成27年 4 月15日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	平 田 敏 夫	都城市金田町2612番地
理 事	八ヶ代 富貴男	都城市郡元 4 丁目 4 番地16号
理 事	立 野 国 寿	都城市乙房町 133番地 2
理 事	長 友 留 男	都城市祝吉 3 丁目22番地17号
理 事	西 貞 昭	都城市下川東 3 丁目14番地 8 号
理 事	石 川 武 郎	都城市下川東 3 丁目 3 番地12号
理 事	黒 木 守 継	都城市郡元町2729番地
理 事	白 浜 砂 雄	都城市郡元 4 丁目21番地 1 号
理 事	松 田 鶴 生	都城市吉尾町5164番地
理 事	池 江 勉	都城市金田町1901番地 2
理 事	古 市 忠 二	都城市金田町1053番地
理 事	堤 次 男	都城市金田町2440番地
監 事	植 村 和 光	都城市金田町2696番地 1
監 事	黒 木 兼 義	都城市乙房町 438番地 2
監 事	本 田 忠 一	都城市金田町2367番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、村内地区県営土地改良事業（宮崎市、経営体育成基盤整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年 7 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成23年 7 月11日から平成23年 8 月 9 日まで
- 3 縦覧場所
宮崎市役所農村整備課内及び田野総合支所農林水産課内
- 4 その他

この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、長尾下地区県営土地改良事業（都城市、畑地帯総合整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年 7 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成23年 7 月11日から平成23年 8 月 9 日まで
- 3 縦覧場所
都城市役所農村整備課内
- 4 その他
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第49号

平成22年12月26日執行の宮崎県知事選挙に係る候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第 192条第 1 項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年 7 月11日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年12月26日執行宮崎県知事選挙
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

30,748,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	河野俊嗣	所属党派	無所属	期間 11月30日から 第1回分 12月27日まで
出納責任者氏名	徳澤邦夫			

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費		1,890,100
			家屋費		856,153
			選挙事務所費		418,463
河野しゅんじ後援会	政治団体	564,333	集会会場費		437,690
温水愛子	自営業	100,000	通信費		53,440
野添博幸	会社社長	1,000,000	交通費		108,220
松田涼子	主婦	45,000	印刷費		2,063,800
大盛千鶴	主婦	65,000	広告費		1,685,209
江藤ひとみ	主婦	65,000	文具費		289,118
			食糧費		466,862
その他の寄附	7件	100,000	休泊費		0
その他の収入		3,820,000	雑費		353,081
今回計		5,759,333	今回計		7,765,983
前回計		0	前回計		0
総計		5,759,333	総計		7,765,983

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	756,600円
	ポスターの作成	1,307,200円
	計	2,063,800円

報告書受理年月日	平成23年1月7日 第1回報告分
----------	------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 22 年 12 月 26 日執行宮崎県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
- 30,748,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	河野俊嗣	所属党派	無所属	期間	1月12日から
出納責任者氏名	徳澤邦夫				2月9日まで

収 入			支 出	円
主たる寄附			人件費	0
(氏名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	24,364
(団体名)			選挙事務所費	24,364
			集会会場費	0
			通信費	7,319
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
その他の寄附			休泊費	0
その他の収入			雑費	12,835
今回計		0	今回計	44,518
前回計		5,759,333	前回計	7,765,983
総計		5,759,333	総計	7,810,501

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	756,600円
	ポスターの作成	1,307,200円
	計	2,063,800円

報告書受理年月日	平成 23 年 2 月 16 日 第 2 回報告分
----------	---------------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年12月26日執行宮崎県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

30,748,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	河野俊嗣	所属党派	無所属	期 間	2月25日から
出納責任者氏名	徳澤邦夫				第3回分
					2月25日まで

収 入			支 出		円
主たる寄附			人件費		0
(氏名)	(職業)	(寄附額)	家屋費		0
(団体名)			選挙事務所費		0
		円	集合会場費		0
			通信費	75,269	
			交通費	0	
			印刷費	0	
			広告費	0	
			文具費	0	
			食糧費	0	
その他の寄附			休泊費	0	
その他の収入		80,000	雑費	0	
今回計		80,000	今回計	75,269	
前回計		5,759,333	前回計	7,810,501	
総計		5,839,333	総計	7,885,770	

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	756,600円
	ポスターの作成	1,307,200円
	計	2,063,800円

報告書受理年月日	平成23年3月4日 第3回報告分
----------	------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 22 年 12 月 26 日執行宮崎県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

30,748,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	中馬章一	所属党派	無所属	12月9日から 第1回分
出納責任者氏名	江川龍二			1月9日まで

収 入		支 出	円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職業) (寄附額) 円	人件費	936,250
見山富士夫	無職 30,000	家屋費	1,242,193
渡辺綱纜	団体役員 50,000	選挙事務所費	1,233,943
		集合会場費	8,250
		通信費	108,379
		交通費	27,725
		印刷費	1,623,598
		広告費	433,354
		文具費	68,517
		食糧費	95,767
その他の寄附	20件 133,000	休泊費	0
その他の収入	3,500,000	雑費	167,690
今回計	3,713,000	今回計	4,703,473
前回計	0	前回計	0
総計	3,713,000	総計	4,703,473

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	720,200円
	ポスターの作成	895,688円
	計	1,615,888円

報告書受理年月日	平成 23 年 1 月 10 日 第 1 回報告分
----------	---------------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年12月26日執行宮崎県知事選挙
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

30,748,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	中馬章一	所属党派	無所属	期 間	1月14日から
出納責任者氏名	江川龍二				第2回分 1月31日まで

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額) 円	人件費		0
			家屋費		47,511
			選挙事務所費		47,511
			集会会場費		0
			通信費		122,135
			交通費		0
			印刷費		0
			広告費		0
			文具費		0
			食糧費		0
その他の寄附			休泊費		0
その他の収入			雑費		3,465
今 回 計		0	今 回 計		173,111
前 回 計		3,713,000	前 回 計		4,703,473
総 計		3,713,000	総 計		4,876,584

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	720,200円
	ポスターの作成	895,688円
	計	1,615,888円

報告書受理年月日	平成23年2月14日 第2回報告分
----------	-------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 22 年 12 月 26 日執行宮崎県知事選挙
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

30,748,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	津 島 忠 勝	所属党派	日本共産党	期間 11月25日から 第1回分 12月31日まで
出納責任者氏名	志 田 貴士雄			

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費		119,000
		円	家 屋 費		164,150
			選挙事務所費		164,150
日本共産党			集合会場費		0
宮崎県委員会	政党支部	1,200,000	通 信 費		0
			交 通 費		0
			印 刷 費		630,000
			広 告 費		41,500
			文 具 費		10,133
			食 糧 費		51,906
その他の寄附			休 泊 費		102,725
その他の収入			雑 費		3,425
今 回 計		1,200,000	今 回 計		1,122,839
前 回 計		0	前 回 計		0
総 計		1,200,000	総 計		1,122,839

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日 平成 23 年 1 月 10 日 第 1 回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年12月26日執行宮崎県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

30,748,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	宮本大善	所属党派	無所属	期間 11月24日から 第1回分 12月27日まで
出納責任者氏名	宮本幸子			

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (氏名) (団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費		0
			家屋費		0
			選挙事務所費		0
			集会会場費		0
			通信費		2,670
			交通費		112,301
			印刷費		466,420
			広告費		235,200
			文具費		6,617
			食糧費		106,754
その他の寄附			休泊費		0
その他の収入		1,100,000	雑費		90,815
今回計		1,100,000	今回計		1,020,777
前回計		0	前回計		0
総計		1,100,000	総計		1,020,777

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日 平成23年1月10日 第1回報告分

正 誤

平成21年2月26日付け県公報(第2061号)中

ページ	段	行	誤	正																									
2	左	17	<table border="1"> <tr> <td>切寄谷 1</td> <td>04- 341- 1 - 001</td> <td>土</td> <td>石</td> <td>流</td> </tr> <tr> <td>切寄谷 3</td> <td>04- 341- 1 - 002</td> <td>土</td> <td>石</td> <td>流</td> </tr> <tr> <td>秋丸谷</td> <td>04- 341- 1 - 005</td> <td>土</td> <td>石</td> <td>流</td> </tr> <tr> <td>政矢谷 1</td> <td>04- 341- 1 - 006</td> <td>土</td> <td>石</td> <td>流</td> </tr> </table>	切寄谷 1	04- 341- 1 - 001	土	石	流	切寄谷 3	04- 341- 1 - 002	土	石	流	秋丸谷	04- 341- 1 - 005	土	石	流	政矢谷 1	04- 341- 1 - 006	土	石	流	<table border="1"> <tr> <td>秋丸谷</td> <td>04- 341- 1 - 005</td> <td>土</td> <td>石</td> <td>流</td> </tr> </table>	秋丸谷	04- 341- 1 - 005	土	石	流
切寄谷 1	04- 341- 1 - 001	土	石	流																									
切寄谷 3	04- 341- 1 - 002	土	石	流																									
秋丸谷	04- 341- 1 - 005	土	石	流																									
政矢谷 1	04- 341- 1 - 006	土	石	流																									
秋丸谷	04- 341- 1 - 005	土	石	流																									

平成21年3月16日付け県公報(第2066号)中

ページ	段	行	誤	正																																										
14	左	46	<table border="1"> <tr> <td>野尻町</td> <td>西勝負谷川</td> <td>05- 362- 2 - 007</td> <td>土</td> <td>石</td> <td>流</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>勝負 1</td> <td>05- 362- 2 - 008</td> <td>土</td> <td>石</td> <td>流</td> </tr> <tr> <td></td> <td>勝負 2</td> <td>05- 362- 2 - 009</td> <td>土</td> <td>石</td> <td>流</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東勝負</td> <td>05- 362- 2 - 010</td> <td>土</td> <td>石</td> <td>流</td> </tr> </table>	野尻町	西勝負谷川	05- 362- 2 - 007	土	石	流		2						勝負 1	05- 362- 2 - 008	土	石	流		勝負 2	05- 362- 2 - 009	土	石	流		東勝負	05- 362- 2 - 010	土	石	流	<table border="1"> <tr> <td>野尻町</td> <td>勝負 1</td> <td>05- 362- 2 - 008</td> <td>土</td> <td>石</td> <td>流</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東勝負</td> <td>05- 362- 2 - 010</td> <td>土</td> <td>石</td> <td>流</td> </tr> </table>	野尻町	勝負 1	05- 362- 2 - 008	土	石	流		東勝負	05- 362- 2 - 010	土	石	流
野尻町	西勝負谷川	05- 362- 2 - 007	土	石	流																																									
	2																																													
	勝負 1	05- 362- 2 - 008	土	石	流																																									
	勝負 2	05- 362- 2 - 009	土	石	流																																									
	東勝負	05- 362- 2 - 010	土	石	流																																									
野尻町	勝負 1	05- 362- 2 - 008	土	石	流																																									
	東勝負	05- 362- 2 - 010	土	石	流																																									

平成22年3月4日付け県公報(第2163号)中

ページ	段	行	誤	正																				
3	右	1	<table border="1"> <tr> <td>北伊倉 5</td> <td>01- 303- 2 - 019</td> <td>土</td> <td>石</td> <td>流</td> </tr> <tr> <td>北伊倉 6</td> <td>01- 303- 2 - 020</td> <td>土</td> <td>石</td> <td>流</td> </tr> </table>	北伊倉 5	01- 303- 2 - 019	土	石	流	北伊倉 6	01- 303- 2 - 020	土	石	流	<table border="1"> <tr> <td>北伊倉 5</td> <td>01- 303- 3 - 019</td> <td>土</td> <td>石</td> <td>流</td> </tr> <tr> <td>北伊倉 6</td> <td>01- 303- 3 - 020</td> <td>土</td> <td>石</td> <td>流</td> </tr> </table>	北伊倉 5	01- 303- 3 - 019	土	石	流	北伊倉 6	01- 303- 3 - 020	土	石	流
北伊倉 5	01- 303- 2 - 019	土	石	流																				
北伊倉 6	01- 303- 2 - 020	土	石	流																				
北伊倉 5	01- 303- 3 - 019	土	石	流																				
北伊倉 6	01- 303- 3 - 020	土	石	流																				
5	右	53	<table border="1"> <tr> <td>北伊倉 5</td> <td>01- 303- 2 - 019</td> <td>土</td> <td>石</td> <td>流</td> </tr> </table>	北伊倉 5	01- 303- 2 - 019	土	石	流	<table border="1"> <tr> <td>北伊倉 5</td> <td>01- 303- 3 - 019</td> <td>土</td> <td>石</td> <td>流</td> </tr> </table>	北伊倉 5	01- 303- 3 - 019	土	石	流										
北伊倉 5	01- 303- 2 - 019	土	石	流																				
北伊倉 5	01- 303- 3 - 019	土	石	流																				
6	左	1	<table border="1"> <tr> <td>北伊倉 6</td> <td>01- 303- 2 - 020</td> <td>土</td> <td>石</td> <td>流</td> </tr> </table>	北伊倉 6	01- 303- 2 - 020	土	石	流	<table border="1"> <tr> <td>北伊倉 6</td> <td>01- 303- 3 - 020</td> <td>土</td> <td>石</td> <td>流</td> </tr> </table>	北伊倉 6	01- 303- 3 - 020	土	石	流										
北伊倉 6	01- 303- 2 - 020	土	石	流																				
北伊倉 6	01- 303- 3 - 020	土	石	流																				

平成22年8月30日付け県公報(第2213号)中

ページ	段	行	誤	正						
1	右	11	<table border="1"> <tr> <td>地蔵</td> <td>I - 1 - 1137</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> </table>	地蔵	I - 1 - 1137	急傾斜地の崩壊	<table border="1"> <tr> <td>地蔵</td> <td>II - 1 - 1137</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> </table>	地蔵	II - 1 - 1137	急傾斜地の崩壊
地蔵	I - 1 - 1137	急傾斜地の崩壊								
地蔵	II - 1 - 1137	急傾斜地の崩壊								

平成22年8月30日付け県公報(第2213号)中

ページ	段	行	誤	正						
6	左	45	<table border="1"> <tr> <td>下飯田</td> <td>I - 1 - 0889</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> </table>	下飯田	I - 1 - 0889	急傾斜地の崩壊	<table border="1"> <tr> <td>下飯田</td> <td>II - 1 - 0889</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> </table>	下飯田	II - 1 - 0889	急傾斜地の崩壊
下飯田	I - 1 - 0889	急傾斜地の崩壊								
下飯田	II - 1 - 0889	急傾斜地の崩壊								
10	左	21	<table border="1"> <tr> <td>下飯田</td> <td>I - 1 - 0889</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> </table>	下飯田	I - 1 - 0889	急傾斜地の崩壊	<table border="1"> <tr> <td>下飯田</td> <td>II - 1 - 0889</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> </table>	下飯田	II - 1 - 0889	急傾斜地の崩壊
下飯田	I - 1 - 0889	急傾斜地の崩壊								
下飯田	II - 1 - 0889	急傾斜地の崩壊								